5　半相殺方式及び樹園地方式に係る標準収穫量は、第一項第三号に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める数量を基礎として算出される数量とすることができる。

一　当該樹園地の当該類区分等に係る園地条件又は肥培管理の状況が把握できる場合　樹園地別標準収穫量に、果樹共済基準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十号）第一第一項第二号に規定する園地条件指数又は同号に規定する肥培管理指数を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分等につき合計して得た数量

二　当該申込者の当該類区分等に係る収穫量を出荷資料から把握できる場合又は青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる場合　第一項第一号に定める数量

第二　収穫共済の基準生産金額

法第百四十八条第三項の基準生産金額（以下「基準生産金額」という。）は、次に掲げる金額のいずれかを基礎として果実の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準生産金額に、当該申込者の当該類区分に係る栽培面積を乗じて得た金額とする。

一　過去五年間における出荷資料に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

二　過去五年間における当該申込者の青色申告書及びその関係書類に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

第三　樹体共済の共済価額

1　法第百四十八条第六項の共済価額は、樹齢区分（共済目的の種類ごとに別表の樹齢区分の欄に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごと及び共済目的の種類ごとの標準収穫金額に当該樹齢区分に対応する換算係数（共済目的の種類ごとに別表の換算係数の欄に掲げる係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を、当該申込者及び当該共済目的の種類につき合計して得た金額とする。

2　前項の樹齢区分ごとの標準収穫金額は、樹齢区分ごと及び類区分等ごとの標準収穫金額を当該樹齢区分及び当該共済目的の種類につき合計して得た金額とする。

3　前項の樹齢区分ごと及び類区分等ごとの標準収穫金額は、樹齢区分ごと及び類区分等ごとの標準的な収穫量に、法第百四十八条第一項第一号の果実の単位当たり価額を乗じて得た金額とする。

4　前項の樹齢区分ごと及び類区分等ごとの標準的な収穫量は、同項の年産の果実に係る第一第一項第三号又は第一第五項の規定により算出される数量を、栽培面積、植栽本数等を勘案して当該申込者の樹齢区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た数量とする。

5　当該申込者と組合等との間に全相殺減収方式又は全相殺品質方式による収穫共済の共済関係が成立している場合における第三項の樹齢区分ごと及び類区分等ごとの標準的な収穫量は、前項の規定にかかわらず、第一第一項第一号又は第二号に定める数量を、栽培面積、植栽本数等を勘案して当該申込者の樹齢区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た数量とする。

6　当該申込者の生産する果実の生産金額を出荷資料から把握できる場合又は青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる場合における第二項の樹齢区分ごと及び類区分等ごとの標準収穫金額は、第三項に定めるもののほか、当該申込者に係る生産金額を、栽培面積、植栽本数等を勘案して樹齢区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た金額とすることができる。

7　当該申込者と組合等との間に災害収入共済方式（規則第百十九条第一項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。）による収穫共済の共済関係が成立している場合における第二項の樹齢区分ごと及び類区分等ごとの標準収穫金額は、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該申込者に係る基準生産金額を、品種、栽培面積又は植栽本数、樹齢等を勘案して樹齢区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た金額とする。

第四　関係機関の助言等

組合等は、標準収穫量、基準生産金額又は法第百四十八条第六項の共済価額を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表

共済目的の種類

うんしゅうみかん		なつみかん		いよかん		かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）		りんご		ぶどう		なし		もも		おうとう		びわ		かき		くり		うめ		すもも		キウイフルーツ	
樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数
～5年	9.1	～10年	8.3	～5年	6.6	～5年	6.6	～5年	7.9	～5年	2.0	～5年	6.0	～5年	2.7	～10年	6.5	～5年	9.9	～5年	10.1	～5年	6.7	～5年	4.0	～5年	2.6	～5年	2.5
6年～10年	7.4	11年～15年	8.1	6年～10年	10.6	6年～10年	10.6	6年～10年	4.6	6年～10年	4.8	6年～10年	6.7	6年～10年	4.3	11年～15年	4.6	6年～10年	7.1	6年～10年	7.2	6年～10年	5.1	6年～10年	7.3	6年～10年	5.8	6年～15年	6.6
11年～15年	5.8	16年～35年	8.0	11年～15年	9.2	11年～15年	9.2	11年～15年	6.2	11年～15年	5.0	11年～20年	6.8	11年～15年	2.9	16年～25年	4.5	11年～15年	6.2	11年～15年	7.1	11年～15年	5.6	11年～15年	7.6	11年～15年	6.1	16年～20年	5.4
16年～20年	5.4	36年～40年	6.8	16年～20年	8.8	16年～20年	8.8	16年～20年	6.7	16年～20年	5.1	21年～25年	6.1	16年～20年	2.3	26年～30年	3.0	16年～30年	5.9	16年～30年	7.0	16年～20年	4.5	16年～20年	7.7	16年～20年	4.3	21年～25年	4.3
21年～30年	5.1	41年～45年	5.6	21年～25年	8.7	21年～25年	8.7	21年～30年	6.9	21年～25年	4.0	26年～30年	5.3	21年～25年	1.0	31年～35年	2.1	31年～35年	4.6	31年～35年	6.1	21年～25年	3.0	21年～25年	6.4	21年～25年	2.7	26年～30年	2.8
31年～35年	5.0	46年～50年	4.3	26年～30年	7.3	26年～30年	7.3	31年～35年	6.2	26年～30年	2.7	31年～35年	4.1	26年以上	0.3	36年～40年	1.1	36年～40年	2.8	36年～40年	5.1	26年～30年	1.3	26年～30年	5.3	26年～30年	1.4	31年～35年	1.1
36年～40年	4.3	51年～55年	2.8	31年～35年	6.0	31年～35年	6.0	36年～40年	5.3	31年～35年	1.1	36年～40年	2.8			41年以上	0.4	41年～45年	1.2	41年～45年	4.6	31年以上	0.5	31年～35年	4.4	31年以上	0.5	36年以上	0.4
41年～45年	3.6	56年～60年	1.3	36年～40年	4.7	36年～40年	4.7	41年～45年	4.4	36年以上	0.4	41年～45年	1.1					46年以上	0.4	46年～50年	3.8			36年～40年	2.9				
46年～50年	2.6	61年以上	0.4	41年～45年	3.3	41年～45年	3.3	46年～50年	3.3			46年以上	0.4							51年～55年	2.6			41年～45年	1.1				
51年～55年	1.7			46年～50年	1.3	46年～50年	1.3	51年～55年	2.3											56年～60年	1.0			46年以上	0.4				
56年～60年	0.8			51年以上	0.4	51年以上	0.4	56年～60年	0.9											61年以上	0.4								
61年以上	0.3							61年以上	0.3																				